

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土地区画整理事業の施行認可……………一
- ……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………一
- ……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………二
- ……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…
- 保安林の指定施業要件の変更……………三
- ……………（産業労働局農林水産部森林課）…
- 都道の区域変更……………三
- ……………（建設局道路管理部路政課）…
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………五
- ……………（建設局道路管理部監察指導課）…
- 土地区画整理組合の理事の就任……………六
- ……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）…
- 開発行為に関する工事完了……………六
- ……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………六
- ……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…
- 東京都職員共済組合組合会の招集……………六

雑報

○東京都職員共済組合組合会の招集……………六

……………（東京都職員共済組合）…七

○任意継続掛金の標準となる額の算定の基礎となる組合員の平均標準報酬月額……………（同）…七

告示

●東京都告示第二百三十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項の規定に基づき祖師谷二丁目土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年三月十三日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称
東京都住宅供給公社

二 事業施行期間

令和五年三月十三日から令和二十一年三月三十一日まで

で

三 施行地区

世田谷区祖師谷二丁目の一部

四 土地区画整理事業の名称

祖師谷二丁目土地区画整理事業

五 事務所の所在地

渋谷区渋谷一丁目十五番十五号テラス渋谷美竹三階東

京都住宅供給公社内

六 施行認可の年月日

令和五年三月十三日

七 施行者の住所

渋谷区神宮前五丁目五十三番六十七号コスモス青山

八 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

九 公告の方法

事務所の掲示場に掲示する。

●東京都告示第二百三十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第千九百九十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年三月十三日

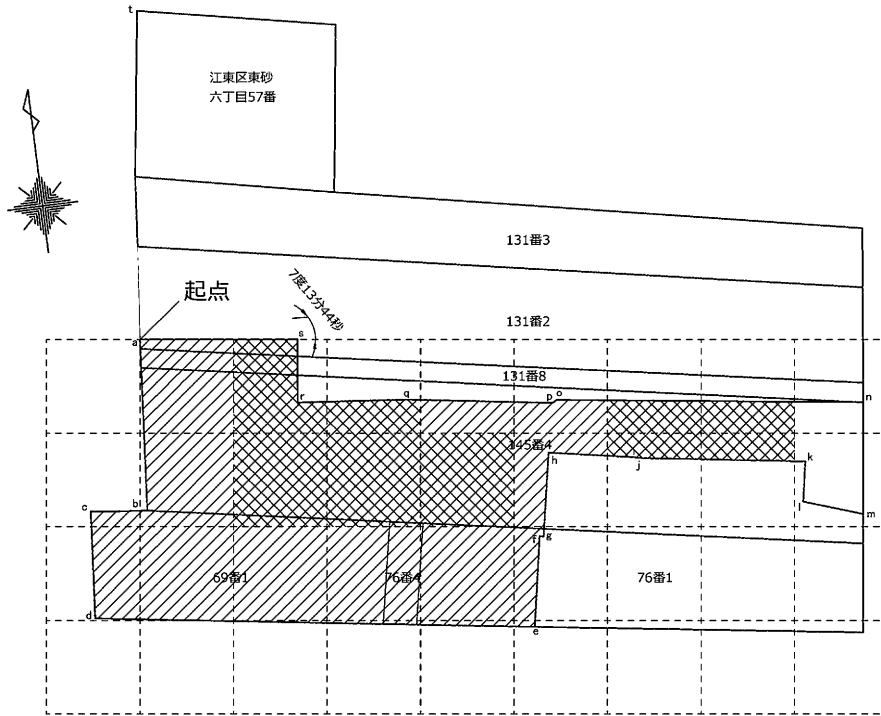
東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区東砂六丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】
 □ 敷地境界
 □ 単位区画
 ▨ 形質変更時届出区域
 (令和5年環境省告示第118号により指定した区域)
 ▩ 指定を解除する区域
 — 境界線

【基点】
 基点は、江東区東砂六丁目57番の東北端から南へ24.00m、さらに西へ3.50mの地点とする。

【地すの回転角度】 7度12分44秒
 地すの回転角度は、基点を通り、東西方向及び南北方向に引いた測量線とこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている地すを、地すを中心として、右回りに回転させた角度を示す。

点名	X座標	Y座標
a	0.000	0.000
b	693.535	-18261.354
c	-5361.280	-18366.543
d	-4949.268	-29764.837
e	42061.060	-30919.283
f	42820.240	-21241.740
g	43063.518	-21269.231
h	43675.247	-12315.872
i	52906.625	-12849.831
j	52931.803	-12920.258
k	71095.893	-13410.448
l	70839.402	-17700.943
m	77220.435	-19047.693
n	77309.498	-7108.545
o	44560.581	-8430.186
p	44135.839	-8744.055
q	28578.551	-8552.224
r	16825.905	-8801.581
s	16825.905	-1.581
t	-430.669	35114.484

基点及び届出地の座標は、任意座標により作成した。

東京都告示第二百三十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年三月十三日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時届出区域 別図のとおり（府中市武蔵台一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



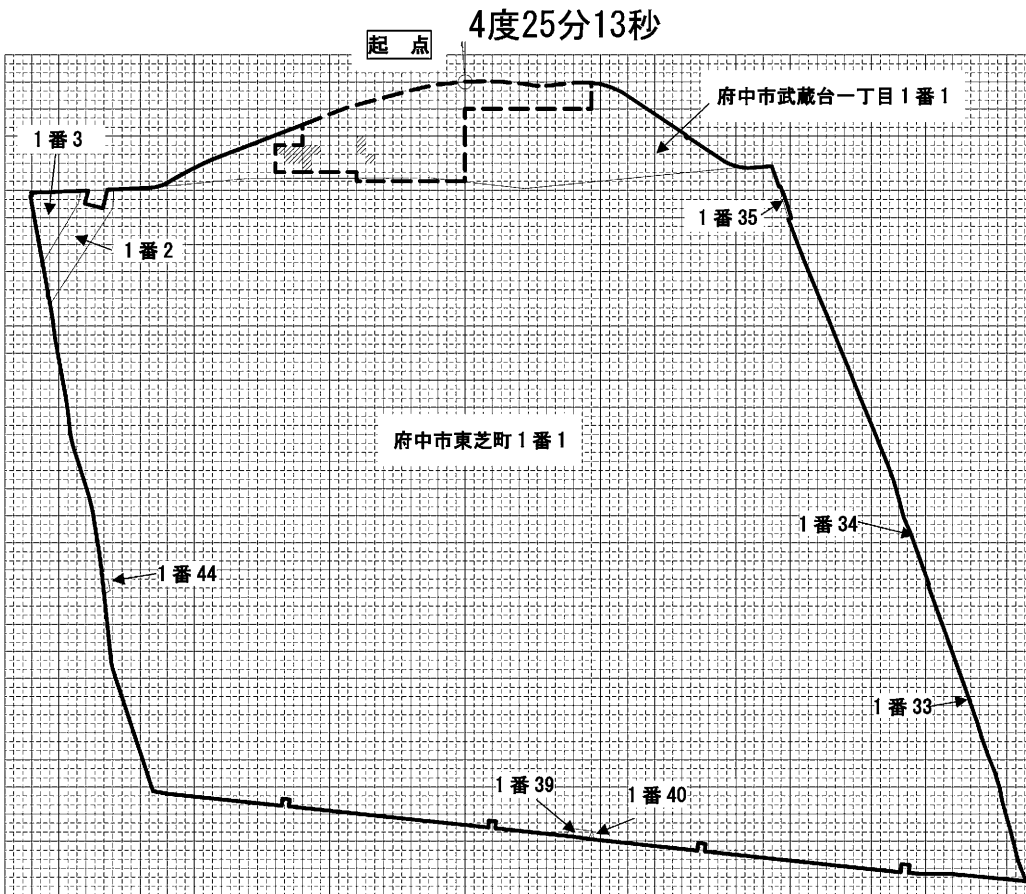
【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- - 調査対象地
- ▨ 形質変更時
要届出区画

【起点】

起点は府中市武蔵台一丁目1番1の最北端とする。

【格子の回転角度4度25分13秒】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



●東京都告示第百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和五年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八王子市美山町二一六一番一及び同番三一

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月十三日から起算して二週

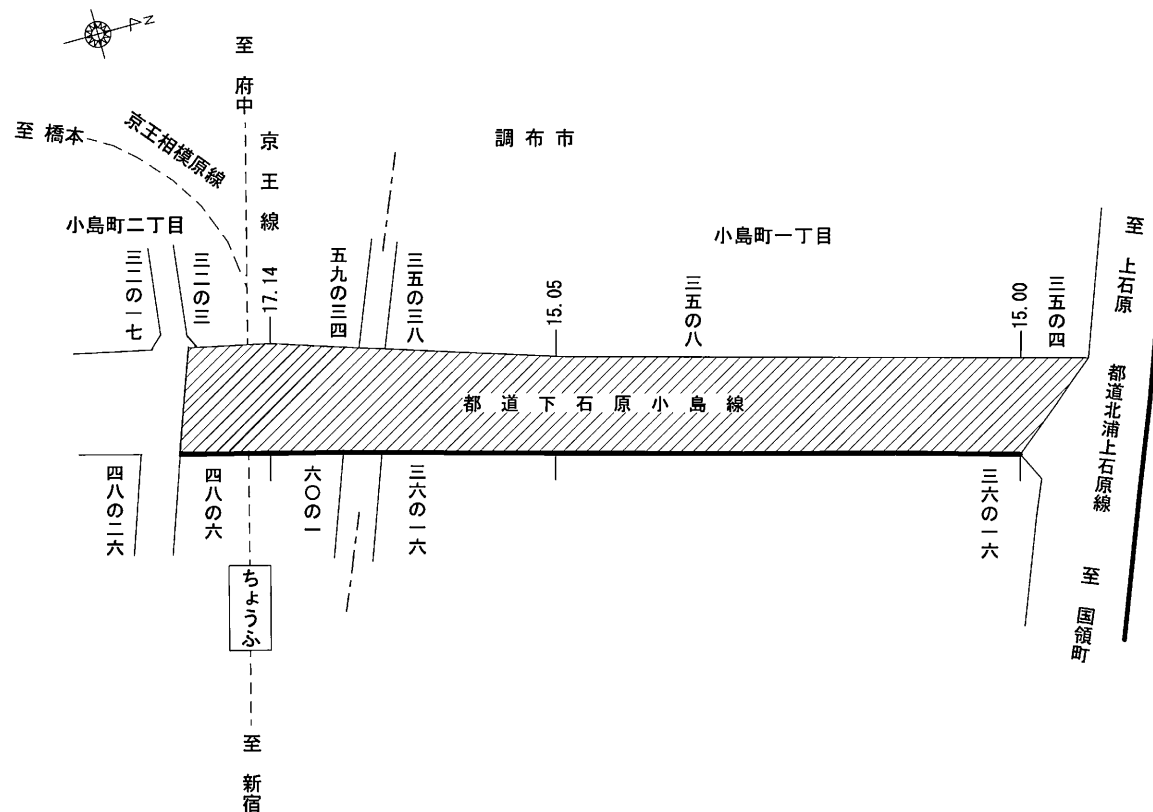
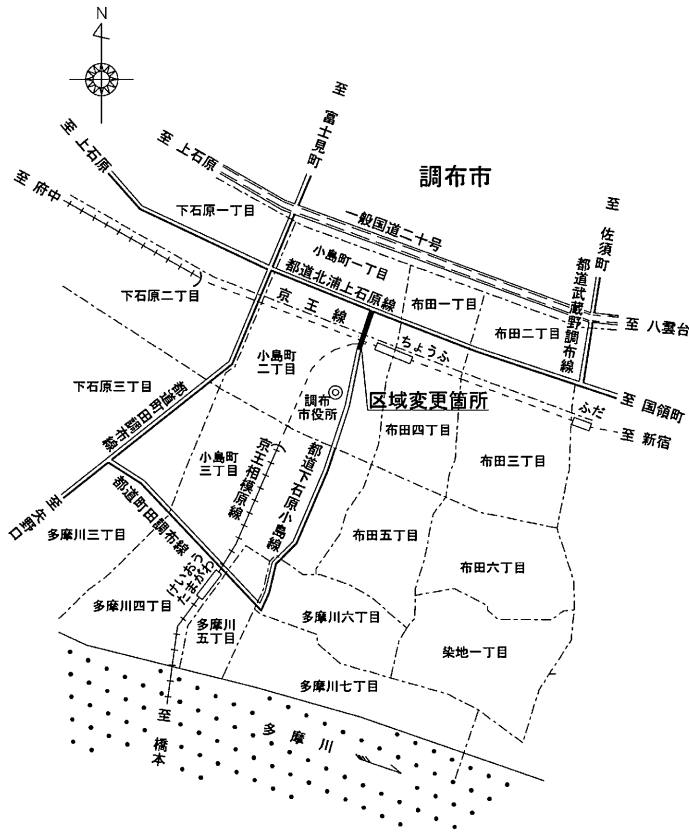
別図

都道下石原小島線区域変更略図

調布市小島町二丁目～小島町一丁目



延長 一四〇・九六メートル
面積 二、一〇〇・一七平方メートル



間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和五年三月十三日
東京都知事 小池 百合子

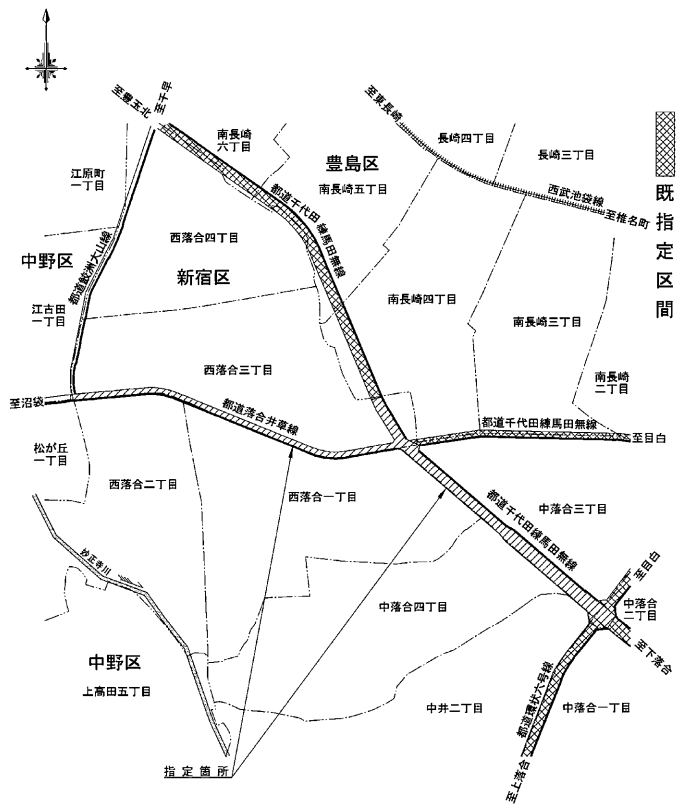
- 一 路線名 下石原小島
- 二 変更の区間 調布市小島町二丁目四十八番六地内から同市小島町一丁目三十五番四地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

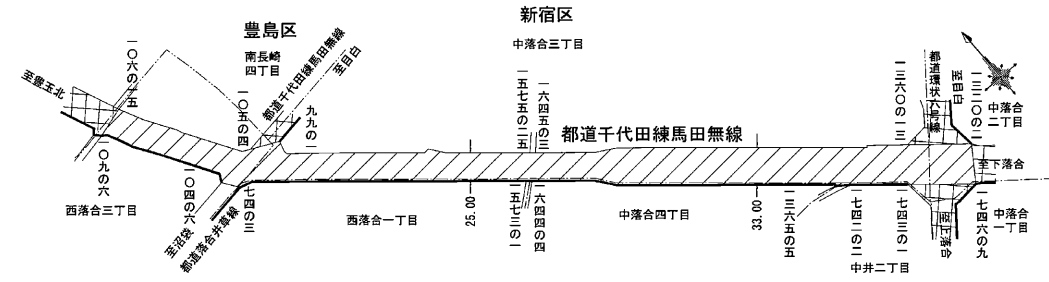
●東京都告示第百三十六号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。
 令和五年三月十三日

別図
 電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
 都道千代田練馬田無線
 都道落合井草線
 新宿区中落合一丁目～中野区江古田一丁目

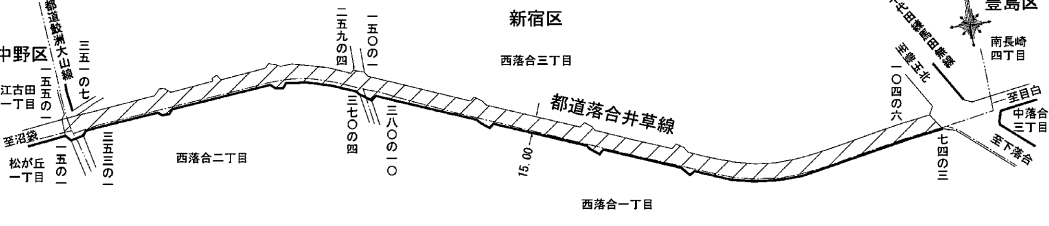
- 都道
- 特別区道
- 指定区間
- (1) 都道千代田練馬田無線
 延長 七七五・〇〇メートル
 (電線共同溝予定名称 千代田練馬田無・十六号)
- (2) 都道落合井草線
 延長 七九八・五〇メートル
 (電線共同溝予定名称 落合井草・一号)
- 既指定区間



(1) 都道千代田練馬田無線



(2) 都道落合井草線



東京都知事 小池 百合子
 都道千代田練馬田無線
 新宿区中落合一丁目千七百四十六番九地先から同区西落合三丁目百九番六地先まで
 別図表示(1)のとおり

二(一)路線名
 (二)指定する区間
 (三)指定の概要

都道落合井草線
 新宿区西落合一丁目七十四番三地先から中野区江古田一丁目百五十五番一地先まで
 別図表示(2)のとおり

公 告

土地区画整理組合の理事の就任について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九
九条第一項の規定により稲城小田良土地区画整理組合理事
長大塚好康から次に掲げる者が令和五年二月八日付けで理
事に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定に
より公告する。

令和五年三月十三日

氏名 住 所
東京都知事 小 池 百合子

- 大塚 好康 稲城市坂浜千百九十番地
- 高橋 一朗 同 所八百十九番地
- 中山 宏司 同 所千八十四番地
- 井上 正夫 同 所千二百二十六番地
- 大塚 謙一 同 所千三百二番地の一
- 大塚 常藏 同 所千百九十五番地

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和五年三月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 仲 明
開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

立川市砂川町八丁目五十番七、西東京市芝久保町四丁目二

同番三十七及び同番三十八

十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 佐藤 千尋

青梅市梅郷六丁目千四百二十
七番一及び同番四から同番十
一まで

新宿区高田馬場三丁目四十
六番二十五号
アイデイホーム株式会社
代表取締役 久林 欣也

小金井市中町二丁目二千二百
七番、二千二百八番、同番二
から同番四まで、二千二百九
番六から同番八まで、二千二
百一十一番二及び二千二百十三
番二

小金井市中町二丁目十五番
四十号
渡邊 正明

東久留米市本町四丁目七百十
番七

千代田区大手町一丁目三番
二号
住友林業株式会社
代表取締役 光吉 敏郎

東久留米市南沢一丁目三百四
十三番一の一部

東久留米市南沢一丁目十六
番五十八号
篠宮 邦一

多摩市連光寺三丁目十一番十

府中市住吉町一丁目八十四
番地の一スレーザ府中中河
原八〇八
高野 綾子

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。
なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体

にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、令和五年三月十三日から四月以内に東京都産業労
働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一
号)に到着するよう提出してください。

令和五年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 成増アクト1
- 二 店舗所在地 板橋区成増三丁目十一番三号
- 三 設置者名 オアシス株式会社ほか八名
- 四 設置者住所 板橋区成増三丁目三番十一号成増
アクト二二百四ほか
- 五 変更を行った設置者名 大豊建設株式会社ほか一名
- 六 変更前の設置者の代表者名 大隅 健一(大豊建設株式会社)
ほか
- 七 変更後の設置者の代表者名 森下 覚恵(大豊建設株式会社)
ほか
- 八 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか三名
- 九 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社西友ほか三名
- 十 変更日 令和四年六月二十九日ほか
- 十一 届出日 令和五年二月二十二日
- 十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)
- 十三 縦覧期間 令和五年三月十三日から同年七月
十三日まで。ただし、東京都の休
日に関する条例(平成元年東京都
条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名
西友練馬店A館

二 店舗所在地
練馬区練馬一丁目三番十号

三 設置者名
西武鉄道株式会社

四 設置者住所
豊島区南池袋一丁目十六番十五号

五 変更前の小売業者の氏名又は名称
合同会社西友ほか一名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称
株式会社西友ほか一名

七 変更日
令和四年一月六日ほか

八 届出日
令和五年二月二十二日

九 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間
令和五年三月十三日から同年七月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名
西友練馬店B館

二 店舗所在地
練馬区練馬一丁目三番十号

三 設置者名
西武鉄道株式会社

四 設置者住所
豊島区南池袋一丁目十六番十五号

五 変更前の小売業者の氏名又は名称
合同会社西友

六 変更後の小売業者
株式会社西友

の氏名又は名称

七 変更日
令和四年一月六日

八 届出日
令和五年二月二十二日

九 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間
令和五年三月十三日から同年七月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

雑報

東京都職員共済組合会の招集について

令和四年度第五回東京都職員共済組合組合会を次のとおり招集する。
令和五年三月十三日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

一 日時 令和五年三月二十四日 午後三時四十五分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔三十七階 職員共済組合大会議室

三 議事 第一号議案 令和四年度事業計画及び予算の一部変更について
第二号議案 令和五年度事業計画及び予算(案)
第三号議案 東京都職員共済組合定款の一部変更について

●東京都職員共済組合告示第一号

地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)第四十六条の二第二項第二号に規定する令和五年度の任意継続掛金の標準となる額の算定の基礎となる組合員の平均標準報酬月額を、四十四万円とする。
令和五年三月十三日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

